

入札説明書

1 公告日

平成27年11月10日(火)

2 入札に付する事項

沖縄県総合福祉センター電話交換機更新

3 入札及び開札の日時及び場所

平成27年11月20日(金曜日)13時30分

沖縄県庁4階 第5会議室 (沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁4F北東端)

4 入札方法等

(1) 入札参加資格審査

ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札参加資格の審査を受けること。以下の書類を平成27年11月13日(金)までに提出する。(郵送可能)

なお、審査結果は平成27年11月18日(水)までに通知する。入札保証金が必要な入札参加者には、審査結果と同時に通知する。

イ 入札参加資格審査申請時に提出する書類

- ・一般競争入札参加資格確認申請書(様式第6号)
- ・納入実績証明書(様式第4号)
- ・機能証明書および別添(様式第5号)

(2) 入札書の様式は様式第1号に定める。

(3) 入札書は直接持参により提出すること。

(4) 入札の方法

ア 代理人による入札の場合は、本人の委任状を持参すること。なお、委任状の様式は様式第2号に定める。

イ 調達物品の本体価格のほか、輸送費、設置費等調達物品を指定場所に納入するための、一切の経費の総額とすること。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額))をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もる契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札者が連合し、または不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行する

ことができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

5 入札保証金

入札に参加しようとするものは、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条第1項の規定により、見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号の一に該当すると認められる場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書提出するとき。
- (2) 過去2年間の間(平成25年4月～平成27年3月)に、国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下「国」という。)又は地方公共団体と、種類及び規模が本件と同程度以上の契約を数回以上にわたって契約し、これらの契約をすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

6 入札の無効

沖縄県財務規則第126条各号の一に該当する入札及び本件公告に定める入札に関する条件に違反する入札。

なお、当該無効入札をしたものは、「8」により再度入札を行なう場合において、これに加わるることができない。

7 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。

8 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、その場において直ちに再度の入札を行なう。なお、再度の入札は2回までとする。

9 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、法令・条例等で定める場合、全部及び一部を免除することができる。

10 その他

本件に関する各種問合せ、申請手続等の場所及び時間については、特に指定のない限り下記のとおりとする。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 (沖縄県庁3階)

沖縄県子ども生活福祉部 福祉政策課 福祉支援班 (長谷川、安里)

時間:9:00～17:00(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

TEL:098-866-2177 FAX:098-866-2758

E-mail:aa030100@pref.okinawa.lg.jp

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積もる契約金額の100分の5以上とします。入札保証金の額が足りない場合は、その入札は無効となります。

また、入札書の提示までに、入札保証金免除の証明書の提出又は納入済みであることを証する書類を提示しなければなりません。

2 入札保証金の還付

入札保証金は、入札終了後に還付します。

ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部に充当します。

3 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部が免除されます。

- (1) 保険会社との間に、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。
- (2) 過去2年間の間(平成25年1月～平成26年12月)に、国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下「国」という。)又は地方公共団体と、種類及び規模が本件と同程度以上の契約を数回以上にわたって契約し、これらの契約をすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。(様式第4号)

4 現金で納付する場合

県より納付書を発行しますので、金融機関等で納付してください。納付手続きは下記のとおりです。

(1) 納付方法

- ア 債務者登録票(第3号様式)に必要事項を記入し、平成27年11月19日(木)までに沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課へ提出する。
- イ 債務者登録票に基づいて納付書を発行するので指定金融機関において納付する。
- ウ 入札執行前に入札保証金の納付状況を確認するので、入札時に領収書(原本)を持参すること。

(2) 納付場所

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、農業協同組合(沖縄県内)、商工組合中央金庫那覇支店、指定されたみずほ銀行

(3) 還付方法

入札終了から約20日後に第3号様式により登録した口座に振り込む。なお、落札者については、契約保証金への充当も可能であるため別途調整します。